

令和4年度第3回 音更町使用料等審議会議案

日 時 令和4年11月14日（月） 午後1時30分から
場 所 音更町役場庁舎3階 特別会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 音更町生涯学習センターの使用料の制定について

諮問第1号 音更町生涯学習センターの使用料の制定について

1 制定の理由

現在、音更町農村環境改善センターにおいて空きスペースの活用を含めたりリニューアルを進めており、令和5年度から新たに音更町生涯学習センターとして供用を開始するに当たり、施設の使用料を定めようとするものである。

2 使用料の基本的な考え方

(1) 建物の使用料

音更町行政財産使用料条例（昭和43年音更町条例第14号）第3条の規定による。

$$\begin{aligned} & \times \{ (\text{建物の時価} \times 4.4 / 100) + (\text{建物の占める土地の時価} \times 4.4 / 100) \} \\ & \times (\text{使用面積} \div \text{建物の延面積}) \end{aligned}$$

(2) 広場の使用料

音更町公園条例（昭和47年音更町条例第24号）別表第3の規定を参照する。

1平方メートル1日につき 5円

3 諮問の額等

生涯学習センターの施設等の使用料を次のように設定する。

(1) 施設使用料

施設	区分	使用料	
		5月1日から 10月31日まで	11月1日から 翌年4月30日まで
研修室	1時間当たり	320円	384円
おおそでくんホール		810円	972円
陶芸室		300円	360円
中庭広場		690円	
屋外広場	1平方メートルに つき1日当たり	5円	

(2) 附属設備使用料

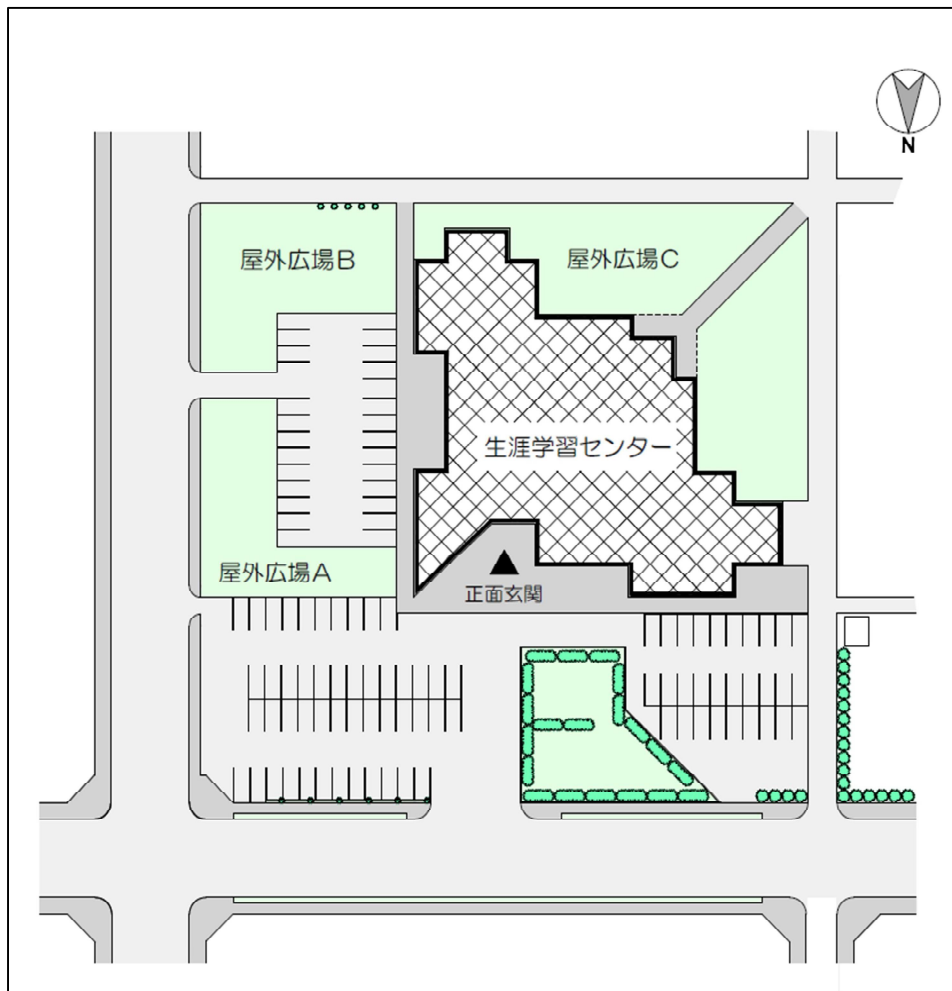
附属設備	区分	使用料
陶芸窯	1台につき1時間 当たり	90円

備考

- 1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。
- 2 使用する施設又は附属設備ごとの区分に応じて使用料に使用日数又は使用時間数を乗じて算出するものとする。
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 5 次の場合は、第2項の規定により算出した使用料に当該額の100分の100に相当する額を加算する。
 - (1) 宣伝、展示、販売等を伴う営利目的のために使用する場合
 - (2) 入場料、会費等を徴収して使用する場合（営利を伴う場合に限る。）

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。



※屋外広場使用料の目安

区分	面積	使用料 (1日当たり)
屋外広場A	542 m ²	2,710 円
屋外広場B	652 m ²	3,260 円
屋外広場C	1,540 m ²	7,700 円

●音更町生涯学習センター 施設等使用料の算定資料

1 算定根拠

音更町行政財産使用料条例第3条の規定による。

$$\{(建物の時価 \times 4.4/100) + (建物の占める土地の時価 \times 4.4/100)\} \times (使用面積 \div 建物の延べ面積)$$

2 建物の価格、土地の時価等について

建物の時価：3億5,423万5千円（建設費から）

土地の時価：3,850円／1㎡当たり（仮評価額から）

建物の延べ面積：1,618㎡

3 施設の使用料について

【使用料設定単位 1時間】

【算定式】

$$\{(354,235,000円 \times 4.4/100) + (3,850円 \times 1,618㎡ \times 4.4/100)\} \times (1㎡ \div 1,618㎡) \approx 9,802$$

9,802円 ÷ 12月 ≈ 817円（1平方メートルにつき月額）

817円 ÷ 30日 ÷ 8時間 ≈ 3.4円

3.4円 × 1.1（消費税及び地方消費税） × 面積 = 使用料（10円未満切捨て）

施設名	面積	使用料	冬季使用料 (暖房加算)
研修室	87.2㎡	320円	384円
おおそでくんホール	218.6㎡	810円	972円
陶芸室	82㎡	300円	360円
中庭広場	185.6㎡	690円	

4 附属設備の使用料について

【計算式】 陶芸窯 DUB-07

使用区分	電気料金 (カタログ参考)	時間	1時間当たりの 使用料
素焼き	525円	8時間40分	60円
本焼き	1,224円	10時間	122円

素焼き 60円 × 9時間 = 540円

本焼き 122円 × 10時間 = 1,220円

540円 + 1,220円 = 1,760円 / 19h ≈ 90円（10円未満切捨て）

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

令和4年7月1日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	高川清美	音更町農業協同組合常務理事	
2	大西勉	木野農業協同組合常務理事	
3	早瀬美恵子	音更町農業協同組合女性部部长	
4	山田ひろみ	木野農業協同組合女性部副部长	
5	角谷稔	音更町商工会事務局次長	
6	向井眞知子	音更町商工会女性部副部长	
7	青木伸吾	音更町商工会青年部副部长	
8	河田さえ子	音更町社会福祉協議会会長	
9	畠弘之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	金澤宗一郎	音更町PTA連合会会長	
11	田原まゆみ	音更町消費者協会副会長	
12	恩田喬	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡田哲男	音更町文化協会会長	
14	山西信一	公募	
15	前川典子	公募	

任期2年（令和4年7月1日～令和6年6月30日）